### 令和元年度第1回福岡市中央卸売市場開設運営協議会 議事録

1. 開催日時 令和元年11月25日(月)15:00~

2. 場所 福岡市中央卸売市場鮮魚市場会館2階 第1会議室

3. 出席者 福岡市中央卸売市場開設運営協議会委員 14名 (別紙委員名簿参照)

欠席:鐘江委員

事務局:農林水産局長 外13名

4. 傍聴人 傍聴人なし,報道機関3社

5. 議題 (1) 会長及び副会長の選任について

(2) 所属部会の決定について

6. 報告 (1) 卸売市場法改正の対応について

(2) 博多漁港高度衛生管理整備事業について

7. その他 各市場の取扱状況について

8. 議事次第

#### (開 会)

農林水産局長あいさつ、委員紹介、事務局紹介の後、議事に入る。 福岡市中央卸売市場業務条例の規定により会長が議長となる。

# 【議題1 会長及び副会長の選任について】

会長及び副会長の任期満了に伴い、新たに会長及び副会長の選任を行った。 新会長は委員互選により、黒子秀勇樹委員を選任、任期は2年間。 新副会長は委員互選により、甲斐諭委員を選任、任期は2年間。

会長退任あいさつ、新会長就任あいさつの後、次の議題に入る。

#### 【議題2 所属部会の決定について】

委員4名及び専門委員2名が新たに就任。鐘江委員及び専門委員2名については、前任者の 所属部会を引き継ぎ、市議会議員については事務局が事前に6名全員から所属部会の希望を募 り、その希望を基に会長が決定。

# 【報告事項1 卸売市場法改正の対応について】

議長 報告事項1について事務局から報告をお願いする。

<事務局より資料及びこれまでの検討の経緯を説明>

議長 意見等はあるか。

委員 青果部の「第三者販売の禁止」の例外について、いつ、どの場で、このような例 外が決められたのか、また、実態はどうなっているのか教えてもらいたい。

事務局 平成16年の法改正時に例外が認められるようになっている。

委員 これは「予約相対」とは、また別なのか。

事務局 「予約相対」は仲卸や売買参加者と言った場内業者との取引の一つである。 仲卸や売買参加者以外の場外業者に販売するのが「第三者販売」である。 そのため、基本的に異なるものである。

委員 「予約相対」は、私が入手した資料では、取引の三日前までに予約相対の契約を 締結しなければならないとされているが、実際はこの日数では大変と思う。 このルールは変更されていないのか。

事務局 青果部の予約相対要項は平成11年に策定したものである。

予約相対は、せりが原則とされていた時代の例外であったが、平成 11 年の法改正で、相対取引がせりと同等の取引方法として位置づけられたことで、これ以降、予約相対は相対取引に包含されている。今は予約相対というよりも相対取引の一つとして運用されている。

委員 相対取引のルールはあるのか。

事務局 青果部では現在、相対取引が全体の90%を占めているが、これは北海道・東北等 の遠い産地のほど、早く産地と協議しなければ商品が届かないためである。

それでも産地の生育状況によって、事前に予約したものより多く入荷があったり、 逆に少ないという状況があるので、相対取引での取引量については、卸が日々調整 しているのが実態である。また、市場関係者から直前に申し込んでこられることも ある。

このように集荷、販売ともに非常につかみにくいというところがあるので、日々

の業務の中で過不足がないようにきちんと販売するというが,まさに卸売業者の役割と認識している。

委員 昔はせり原則だったのが、相対取引も同等に認められるようになったとのことだが、相対取引に関するルールはないのか。

事務局 これは青果部、水産物部も同じだが、具体的な販売方法等については「2号物品」と言って、市長が定める一定の割合をせりにかけなければならないことが条例で規定されている。

それ以外については、卸売業者の裁量で「せり」または「相対取引」のいずれかで卸売を行うという規定になっている。

委員 平成11年に作られた予約相対の要項は、現在も有効なのか。

事務局 有効である。

しかし、取引実態とのかい離があるので、今回の制度改正に合わせて、どのよう な相対取引の方法がいいのか業界と協議していきたいと考えている。

委員 相対取引が実態に合っているのでそれは推進するけれども、特段の要項は作らな いという理解でよいか。

事務局 市場参加者から「取引等については別途検討の場を設けてほしい」と要望されているので、青果部、水産物部それぞれの個別の状況を踏まえて、各市場の検討会で、取引実態にあわせてどのような要領を作っていくか考えていく時期だと認識している。

委員 検討会で議論し、ここでは議論しないとのことだが、実態として、予約相対取引 は担当者に任せているという認識でよいか。

事務局 卸売業者の責任の下で行われている。

先ほど述べたように、遠方から時間を掛けて入荷するものから近郊の産地から 日々入ってくるものを日々調整して卸売をするということが、卸売業者の役割その ものなので、具体的な要領等は定めていない。

委員 要領等はないとのことだが、どういう議論を経て、せりだけではなく相対取引も 認めたのか。議事録等はないのか。

事務局 現在,資料が手元にないため、後ほど資料が見つかれば提供する。ただ、そもそ

も, どの商品をどれだけ相対に回すのかといった判断は, 全て卸売業者に任せることとなっているので, 個別に規定したものはなかったように記憶している。

委員 ぜひ提出していただきたいと思う。

また,第三者販売について,以前,私が尋ねたときは,第三者販売に回しているのは「残品」だという言い方をされた。

これは実態にそぐわない表現と思うが、残ったものを第三者に売るという建前に なっているのか。

事務局 青果部の実態で申し上げる。

第三者販売の禁止は、せりが原則とされていた時代に作られた規定であり、例外とされるのは、「せりで残品を生じたとき」、「残品を生ずるおそれがあるとき」、「他市場に転送するとき」である。

青果部では現在,約11%が第三者販売となっているが,そのうち約40%が他市場転送であり、残りがそれ例外の業者への販売である。

また,第三者販売をするときは,卸売業者は市場内に供給する分とは別枠で集荷 しているので,仮に第三者販売分を市場に持って来れば,市場内業者には供給が過 剰となり,残品になる。

以上のことから「残品が生ずるおそれがある」という規定をもって許可をしているというのが現状である。

委員 そうすると、担当者が第三者販売も含めて集荷量を決定しているということか。 産地からの出荷量が多ければ、卸売業者は買受人にお願いして買ってもらってい る場合もあるだろうが、入荷が少ないときは、せりにかけるのか、せりにかけずに 第三者販売なり相対取引にするのか、担当者がその一存で決定しているということ か。

事務局 説明が重複するが、生産者には第三者販売、市場内の販売を含めて一定量を要望するが、産地のほうで豊富に採れたときは、要望以上のものが出荷されることになり、その際は買受人に依頼して買い受けてもらう形になる。

逆に足りないときには、買受人に少し我慢してもらうことになるが、本市では「市場内業者を優先する」ことを前提にしている。

商品も遠方からくる物,近郊でその日にしか分からない物など様々なので,要望 と異なる入荷があったときに,卸売業者がしっかり調整して販売しているのが実態 である。

委員 いま現在は「市場内業者を優先する」であるが、今後は「第三者販売の禁止」を 緩和し、卸売業者が認めた業者は仲卸業者や小売業者と同等に買うことができるよ うにしようとしている。

なぜ、今のままではいけないのか、制度が実態に合わないから、この際見直すということなのか。第三者販売が拡大すると、チェックは担当者レベルで大丈夫なのか。せりは価格形成機能があり、取引結果も公表されているが、9割の相対については価格が公表されていない。担当者に任せきりになると、チェック機能が働かず、特定の業者に安く卸売をするようなことはないか。

第三者販売を自由化する必要性を教えていただきたい。

また,自由化したら,第三者販売は大幅に拡大するのか,ルールが適切に守られているのかをどうやってチェックするのか,卸売業者の責任において行うのかを教えていただきたい。

事務局 青果部の事例で申し上げる。

現在,第三者販売先は114社ある。

このうち他市場転送が43社、残り71社が他の業者である。

71 社のうち市内業者は5社で、それ以外は全て市外業者である。

これは、市内業者に対し第三者販売を行うと、仲卸業者や売買参加者を圧迫する 可能性があるということで、第三者販売は市外業者に限定しているということの現れである。

市内業者の5社も、1社は卸売業者の子会社であり、2社は輸出関連の業者、残り2社は事務所が市内にあるものの、実際の営業範囲は北海道や鹿児島にある業者である。したがって、実質的には市内には販売していない。仲卸業者や小売業者に圧迫をかけない配慮がなされている。

また、第三者販売が拡大するかどうかは、現在、新規の業者は卸売業者が資力信用を調査した上で適切と判断したものが、開設者に申請される仕組みとなっている。

これは1件ごとに許可しているが、一度許可を受け、取引が継続することになれば、次年度からは「包括一括申請」ということで、複数の業者をとりまとめた形で申請、許可を行っている。

日々の取引については、繰り返しになるが、「市場内業者を優先する」ということ で担保されているところである。

また、チェックについては、開設者に「当日の入荷量が適正かどうか」「価格が適切かどうか」という判断基準はない。これは卸売業者が日々の取引の中で適正かどうかチェックする形で進んでいくものと考えている。

その上で,市場関係者等から何か問題があるという指摘があれば,開設者として 検査をし,指導する体制を取っている。

委員 現在,市内の第三者販売先は,仲卸業者や小売業者に影響を及ぼさない5社とのことだったが,今後,自由化されると,ニーズがあれば,市内の大手のスーパーでも第三者販売は自由に行って良いということなのか。

事務局

市場内業者からもその辺りを危惧する声は出ているので、「市場内業者を優先する」というのは卸売業者の責務ということで、市場内で仲卸業者や小売業者に円滑かつ安定的に卸売を行っていくことを条例等に規定していく。

逆に、仲卸業者も卸売業者から買わずに直荷引きばかりをするのではなく、卸売業者から円滑かつ安定的に買い入れるというのが責務である。

この2つの責務をお互いに守り、現状の取引を維持した上でプラスアルファで取引を伸ばしていくということで、検討会での合意がなされている。

その点は、業界全体の代表者が参加する場で明言していることなので、しっかり と遵守した上で、プラスアルファの分で伸びていくと認識している。

委員 代表者は明言したとのことだが、法的な部分を尋ねている。

第三者販売を自由化することによって、購買力のある大手実需者ばかりに荷が流れ、零細企業は購入できなくなるのではないか、また、大手実需者は直接卸売業者から購入することを画策するのではないかといった危惧があるので、「第三者販売の禁止」の規制緩和は、もう少し議論が必要ではないか。

また、時代の流れで、卸売業者が卸売代金に乗せる手数料も一律ではなくなるかもしれない。

量を買う実需者が「なぜ仲卸業者から買わなければならないのか、卸売業者から 直接買えばいいじゃないか」ということも出てくるのではないか。

そういうニーズがあるのなら、卸売業者も「市場流通も落ちているので、私たちだって多く買ってくれるところには、マージンを下げてでも持っていきますよ」ということになって、卸売業者と仲卸業者は競争関係になるのではないか。

逆に、別の卸売業者が新規参入してくることもある。「ホクレン」や「長野県連」 を卸売業者に認定すれば、買い手にとっては選択肢が広がるし、大量に買い受けて くれる者には、卸売業者はマージンを下げてでも売ろうということで、卸売業者同 士の競争が活発になる。

それに併せて、これからの市場流通をどうするのかという議論が必要ではないか。 国会でも農水省でも市場必要と市場不要の両意見があるぐらいである。

「第三者販売の禁止」の規制緩和が悪いとは言わないが、そういうことまで視野に入れるならば、市が管理する市場を使って卸売業務を営む以上、今、市場経由率が下がっていく中で、市場で売買取引をする者に市場取引を有利と思ってもらわなければならない。その点「第三者販売の禁止」の規制緩和は議論不足と考えている。

「直荷引きの禁止」や「商物一致の原則」についても、取引実態に合わせて規制 緩和するということは分かるが、現状のどこに問題があるから直荷引き等を認めて いこうというのか分からない。

仕入額全体の50%以下なら直荷引きを認め、それ以上は認められないというなら、50%を超える者は卸売業者として認定してあげれば良いのであって、何が問題で規

制緩和しようとするのか我々にはわからない。

なぜ、卸売業者以外から買付けを認めないといけないのか。手数料の問題なのか、 卸売業者が集荷できないのが問題なのか、大口なのか小口なのか、マージンの問題 なのかを掘り下げた上で規制緩和しないと、ひいては零細事業者を守れずに大手ス ーパーの物流センターになってしまう。

本市市場の目的が、市民に対する生鮮食料品の安定供給というならば、なぜ規制 緩和するのかという部分を説明してもらわないと、市場関係者が了解しているとい うだけでは足らないと思う。慎重に掘り下げていただくことを要望する。

意見ということでよろしくお願いする。

事務局 第三者販売が際限なく拡大するのではないかとの意見があったが、法改正後も「差別的取扱いの禁止」は残る。したがって、市場内業者の代金決済の期間が5日となっているのに、大型量販店だけ5日より長く代金決済の期間を置くというのは認められない。そういった点からも、どんどん増えていくことはないかと考えている。

議長 他に意見等あるか。

委員 法改正を踏まえて本市は取引規制を緩和するという説明だが、これまでは原則や 禁止事項に対し、実態に合わないところは例外ということでルールを作って対応してきたものと思う。

そうやって、業界と開設者が話し合いをして作ってきたルールというのが、今回 の条例改正で原則自由となった場合、いままで取り決めてきたルールがはたして守 られるのか、その担保があるのか疑問があるというのが正直な感想である。

そのルールを守るのならば、何も規制緩和をする必要はない。先ほど今のままでのいいのではという意見もあったが、私もそう思う。例外規定以上に、これまでのルールが壊され、市場関係者の意見にもあったように、いままでの基準以上のことが起こるのではないかと懸念されているが、そこまでして規制緩和をしなければならない理由はどのように考えているのか。

事務局 取引規制は、食品流通が多様化する中で、取引の実態と制度が乖離していること、また市場ごとの特性を活かした柔軟な取引を妨げかねない状況になっていることから国が廃止としたものである。

一方,「差別的取扱いの禁止」や「受託拒否の禁止」といった共通ルールは設けた上で,共通ルールに反しない範囲で,市場関係者の意見を聴く等の公正な手続きを踏まえた上で,市場ごとにルールを定めることが可能としている。

本市も基本的な考え方は規制緩和とし、取引規制は原則廃止していきたいと考えている。一方で、現在の市場取引を前提に取引秩序を維持するために取引ルールが必要と判断した場合は、市場関係者の合意形成を前提としてルール設定をしていき

たいと考えている。

委員

市場関係者の意見を取り入れるのは大事だと思し、過去にもそうやって独自のルールを作ってきたのだと思う。それだけに、これまで築いてきたものがあるのに、国が法改正したからと言って、しかも市場ごとの特性を活かすということを言われているにも関わらず、原則自由にすると、ルールが壊れて、大手スーパーが出てくるなどの様々な弊害が出てこないかと危惧している。これが関係者の懸念にもつながっていると思う。

そのような懸念を払しょくするために、第三者販売等を行った場合は、市長に報告しなければならないとされているが、例えば直荷引きを50%以上行ったと市長に報告した場合、開設者として指導や罰則を与えるといったルールはあるのか。

事務局

直荷引きが50%を超えているかどうかは年単位で見ていくが、違反したから即認定を取り消すわけではない。開設者として助言、指導をした上で、是正してもらう。5年ごとに市場内業者としてふさわしいかどうかを見ていきたいと考えている。

委員

競争社会の中でいつイレギュラーが起こるか分からない、誰もそれは絶対にありないとは言えないからこそ法律で規制しているのだと思う。そしてルールを破るのは得てして力の大きいところであることが多い。そういった意味でルールというのは厳しくしておかないと、いままで作ってきたものというのは台無しになってしまうのではないかと思う。

この法律自体、政府において規制改革推進会議主導での行政改革の中で決められたものであるし、当該会議がTPP対策の一環として論議してきたという点から見ても、大きな力を持ったところを規制できるように条例に定めておくべきと考える。この点を踏まえて進めていただきたい。

委員

資料7ページの「売買取引の条件の公表」についてだが、取引結果については現在も公表されていると思うが、新しく加わった「取引の条件」とは具体的にどのようなものか。

事務局

卸売業者には代金の支払い,委託手数料,奨励金等に関する条件等を公表することとしている。

議長

他に意見等あるか。

意見等なければ、次に報告事項2について事務局より報告をお願いする。

<事務局より報告事項2について説明>

議長 ただいまの報告について何か意見等あるか。

(意見なし)

事務局 特に意見等なければ、報告事項については以上で終了する。 引き続き「その他」について事務局より説明をお願いする。

<事務局より各市場取扱状況について説明>

議長 ただいまの報告について何か意見等あるか。

(意見なし)

議長 特に意見等なければ、以上をもって、令和元年度第1回福岡市中央卸売市場開設 運営協議会を閉会する。

(閉 会)